



平成 24 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社テレビ朝日  
代表者名 代表取締役社長 早河 洋  
コード番号 9409 (東証第一部)  
問 合 せ 先 取締役総務局長 角南 源五  
(TEL 03-6406-1111)

**株式分割および単元株制度の採用ならびに定款の一部変更、  
配当予想の修正に関するお知らせ**

当社は、平成 24 年 5 月 25 日開催の取締役会において、株式分割の実施および単元株制度の採用を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。また、同取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 24 年 6 月 28 日開催予定の第 72 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、あわせてお知らせいたします。なお、株式分割の実施および単元株制度の採用については、平成 24 年 6 月 28 日開催予定の第 72 回定時株主総会における定款変更案の承認を条件としています。

記

1. 株式分割および単元株制度の採用の目的

単元株式数(売買単位)を 100 株に統一することを目的として全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」(平成 19 年 11 月 27 日付)および「売買単位の 100 株と 1000 株への移行期限の決定について」(平成 24 年 1 月 19 日付)の趣旨に鑑み、当社株式分割の実施および単元株制度を採用いたします。なお、本株式分割および単元株制度の採用にともなう投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式分割

(1) 分割の方法

平成 24 年 9 月 30 日(日)[ただし、当日は株主名簿管理人休業日のため、実質上は平成 24 年 9 月 28 日(金)]を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主が有する当社普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割する。

(2) 分割により増加する株式数

① 分割前の発行済株式数 1,006,000 株

②今回の分割により増加する株式数	99,594,000 株
③分割後の発行済株式数	100,600,000 株
④分割後の発行可能株式総数	300,000,000 株

### (3) 株式分割の日程

基準日公告日	平成 24 年 9 月 11 日 (火)
基準日	平成 24 年 9 月 30 日 (日)
効力発生日	平成 24 年 10 月 1 日 (月)

## 3. 単元株制度の採用

### (1) 新設する単元株式の数

上記「2.株式分割」の効力発生日である平成 24 年 10 月 1 日 (月) をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

### (2) 新設の日程

効力発生日 平成 24 年 10 月 1 日 (月)

### 【ご参考】

上記の単元株制度の採用にともない、平成 24 年 9 月 26 日 (水) をもって、東京証券取引所における売買単位も 1 株から 100 株に変更されます。

## 4. 定款の一部変更

### (1) 変更の理由

単元株式数 (売買単位) を 100 株に統一することを目的として全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」(平成 19 年 11 月 27 日付) および「売買単位の 100 株と 1000 株への移行期限の決定について」(平成 24 年 1 月 19 日付) の趣旨に鑑み、当社株式分割の実施および単元株制度の採用にかかる所要の変更を次のとおり行うものであります。

- ①株式の分割の割合を勘案して当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 6 条を変更するものであります。
- ②単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 7 条 (単元株式数) を新設するものであります。
- ③単元株制度の採用にともない、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第 8 条 (単元未満株式についての権利) を新設するものであります。
- ④現行定款第 6 条の変更ならびに第 7 条および第 8 条の新設の効力発生日を定めるため、附則第 1 条を新設するものであります。

